

報道関係者 各位

平成 30 年 3 月 23 日

【照会先】

大臣官房総務課情報公開文書室

室 長 宮下 雅行

室長補佐 岩本 貢(内線 7133)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2320

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、1か月分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

別紙

○厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告（平成 30 年 3 月 23 日）

（本省受付分：平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日受付分）

（地方受付分：平成 30 年 1 月 26 日から平成 30 年 2 月 25 日受付分）

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告

平成30年2月1日～2月28日受付分

(単位:件)

組織名	電話	メール等	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	257	5,272	5,529
大臣官房	31	30	61
医政局	100	188	288
健康局	98	192	290
医薬・生活衛生局	77	135	212
労働基準局	229	455	684
職業安定局	66	260	326
雇用環境・均等局	17	179	196
子ども家庭局	27	73	100
社会・援護局	144	132	276
障害保健福祉部	135	122	257
老健局	95	110	205
保険局	91	140	231
年金局	234	108	342
人材開発統括官	10	35	45
政策統括官(総合政策担当)	8	21	29
(統計・情報政策担当)	11	7	18
日本年金機構	943	771	1,714
合計	2,573	8,230	10,803

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

件数は本省受付分のみの件数になります。(国民の皆様の声コールセンター受付分から集計)

地方受付分につきましては、内容欄の末尾に「地方受付分」と記載しています。

の記載のないものは、本省受付分になります。

地方受付分につきましては、1月26日～2月25日までを対象とし、代表的な御意見を記載しています。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	医政局
照会先	医事課総務係(内線2566)

平成30年2月1日～2月28日受付分

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	医行為の該当の有無について		担当係より回答をいたしました。
2	カルテ開示について		担当係より回答をいたしました。
3	柔整師の施術について		担当係より回答をいたしました。
4	応召義務について		担当係より回答をいたしました。
5	遠隔診療について		担当係より回答をいたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	健康局
照会先	総務課 和田(内線2313)

平成30年2月1日～2月28日受付分

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	規模の大小に関わらず飲食店は全面禁煙にするべきだ。		受動喫煙対策については、さまざまな報道があるが、法案の具体的な内容について、特例の対象となる小規模飲食店の基準を含め、現在、政府及び与党内で調整を続けているところであり、引き続き調整を進め、今国会に法案を提出できるよう取り組んでまいりたいとご説明しました。
2	乳がん検診を受診したことによって判明した高濃度乳房について、いつから受診者本人に対して通知を出すのか。		乳がん検診によって判明した高濃度乳房について、第21～23回のがん検診のあり方に関する検討会で議論され、検討中である旨、お伝えしました。
3	自身が罹患している疾病が、指定難病に指定されているか知りたい。		担当より、疾病名をお伺いした上で指定難病に指定されているかを回答し、当該疾病の概要について記載のある厚生労働省及び難病情報センターのホームページをご案内しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	医薬・生活衛生局
照会先	総務課 書記室 管理係 木本(2704)

平成30年2月1日～2月28日受付分

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	観光や就学等で来日される予定の外国の方より、常備薬を持参する場合の手続についてご照会がありました。		厚生労働省のホームページをご案内し、手続について説明いたしました。 参考：厚生労働省HP http://www.mhlw.go.jp/english/policy/health-medical/pharmaceuticals/01.html
2	C型肝炎救済特別措置法に基づく、救済制度の利用について相談したい。		厚生労働省では、専用窓口である「フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口」を設けています。 (電話番号：0120-509-002) 参考：厚生労働省HP http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/fivu/120104-1.html
3	輸入する製品について、毒劇物該当性の有無を確認してほしい。		製品に含まれる化学物質及び当該物質の濃度等を伺い、毒劇物に該当しているか確認を行った。また、当該物質が毒劇物に該当している場合は、毒劇物の輸入を行う際に必要な手続きについてもご案内しました。
4	来日を予定している者から、服用している医薬品が日本でも販売されているかどうかの確認がしたい旨の質問がありました。		日本での販売の有無と医師に対する相談の上での処方伝えました。なお、類似薬の紹介もしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課
照会先	生活衛生・食品安全企画課 佐々木(内線 2493)

平成30年2月1日～2月28日受付分

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	店の理容行為に不満がある。		管轄する自治体に御相談いただくようご案内しました。
2	水道の検査項目を教えて欲しい。		管轄する自治体をご案内しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 中村 (内線5554) 総務第二係長 田山 (内線5582)

平成30年2月1日～2月28日受付分

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	不適切なデータを元に法案を通すのは怖いことだ。国民に安心を与える国家にしてほしい。また、裁量労働制の議論に、厚労省はもっと真摯に対応すべきだ。		ご意見として傾聴し、お詫びを申し上げました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	職業安定局
照会先	公共職業安定所運営企画室 広報担当官 藤嶋 (内線5682) 広報係長 高橋 (内線5739) 中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 寺島 (内線5655)

平成30年2月1日～2月28日受付分

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	ハローワークで内職は取り扱っていないと聞いたが、理由を教えてください。	①	ハローワークは雇用関係の成立をあっせんするための事業を行っておりますが、内職は雇用関係に基づくものではないことを説明しご理解いただきました。
2	ハローワーク利用者用の駐車場が少ないため、最寄りの有料駐車場の案内図がほしい。	②	なるべく公共交通機関の利用をお願いするとともに、近隣の有料駐車場をご案内する地図を作成し配布することといたしました。
3	ハローワークを初めて利用し、どうすればよいかわからないのに、総合受付の担当者につけんどんな言い方をされた。初めての人には、丁寧に教えてください。	② ④	いただいたご意見を職員で共有するとともに、利用者の立場に立った接遇を行うように徹底しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	雇用環境・均等局
照会先	総務課 古屋(内線7817)

平成30年2月1日～2月28日受付分

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	育児休業の対象となる労働者にはパートで働く者も含まれるか。		パートや派遣など期間を定めて雇用される労働者の方であっても、同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること、子が1歳6か月(2歳までの育児休業の場合は2歳)に達する日までに労働契約(更新される場合には更新後の契約)の期間が満了することが明らかでないこと、という要件を満たせば育児休業を取得できる旨ご説明しました。
2	「女性の活躍推進企業データベース」の機能向上について、ご意見いただきました。		課内担当者に情報を共有いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	子ども家庭局
照会先	書記室 管理係(内線4805)

平成30年2月1日～2月28日受付分

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	保育無償化は大事だが、引き続き待機児童対策にも積極的に取り組んで欲しい。		ご意見として承りました。
2	1歳6ヶ月健診や3歳児健診について、市町村による集団健診ではなく、子どもが通う保育園や幼稚園で受けられるようにして欲しい。		ご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	社会・援護局(社会)
照会先	書記室管理係 (内線2803、2804)

平成30年2月1日～2月28日受付分

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	(臨時福祉給付金(経済対策分)について) 今からでも申請したら支給されるかどうか教えてほしい。		お住まいの市町村にお問い合わせ頂くようご説明しました。
2	年金や最低賃金と比べても生活保護費は高すぎる。もっと下げるべきではないか。		ご意見としてお伺いしました。 生活保護の基準額は、国民の健康で文化的な最低限度の生活の需要を満たすものであって、それを超えてはならないとされております。 基準額については様々なご意見がございますが、生活保護制度が今後とも国民の信頼を得られるよう、適時適切に必要な見直しを図り、国民の皆様のご理解、ご納得の得られる制度となるよう努めてまいります。
3	生活困窮者自立支援制度の内容を教えてください。		制度を説明し、室内でご相談内容について情報共有しました。
4	社会福祉法に基づく社会福祉主事任用資格の取得方法について教えてください。		社会福祉法に基づく資格取得方法について詳細を説明し、ご了解いただきました。
5	介護福祉士及び社会福祉士の資格取得方法について、どのような取得方法があるのか教えてください。		法律に基づく各資格取得ルートについて詳細を説明し、ご了解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	社会・援護局障害保健福祉部
照会先	庶務班総務係(内線3016)

平成30年2月1日～2月28日受付分

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における相談支援専門員1人当たりの標準担当件数に関する問い合わせがありました。		標準担当件数は、相談支援専門員が1ヶ月に実施したサービス利用支援及び継続サービス利用支援の合計数の前6月平均となること等をご説明しました。
2	精神病院に入院されている方から、退院に関する問い合わせがありました。		退院手続についてご説明するとともに、主治医ともよくご相談いただくよう、ご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	老健局
照会先	総務課企画法令係(内線3909)

平成30年2月1日～2月28日受付分

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	年金生活で生活に余裕がない。介護保険を利用する予定がないので、介護保険料を支払うのをやめたい。		介護保険制度が、皆様に保険料をご負担いただいた上で、加齢による介護が必要な状態になった方に介護サービスを提供する仕組みである点ご説明した上で、介護保険料の算定において、所得段階別の保険料設定の仕組みや、低所得者の保険料軽減強化等で、低所得の方に配慮している点をご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 課長補佐 高島(内線3208)

平成30年2月1日～2月28日受付分

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	現在、夫婦共働きで別々の健康保険組合に加入しています。子どもが二人いるので、一人ずつそれぞれの被扶養者にしたいと思っているのですが可能でしょうか。		「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」という通知では「被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者とするを原則とする」という内容になっており、別々に分けて扶養することはできません、とお答えしました。
2	傷病手当金の請求をしようと思い、会社に書類を提出しましたが、いやがらせで事業主が証明をしてくれません。どうしたらよいでしょうか。		健康保険法施行規則に、「事業主は、保険給付を受けようとする者から証明書を求められたときは、正当な理由がなければ拒むことができない」と定められています。したがって事業主は、証明をしない正当な理由がない限り証明をしなければならない規則になっています、とお答えしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

